

草加市産業新成長戦略支援融資制度推薦書交付要領

平成29年3月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金交付要綱（平成28年告示第227号。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する草加市産業新成長戦略支援融資制度推薦書（以下「推薦書」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦書の交付対象者)

第2条 推薦書の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 草加市認定特定創業支援事業により支援を受けた者に対する証明に関する要領（平成27年3月31日決裁）第5条の規定による証明書の交付を受けた者で、税務申告を2期終えていない者。
- (2) そうかりノベーションまちづくり協議会に加入する家守事業者（市内にある空き店舗、空き家、空き地等の遊休不動産を活用し、創業者等を支援する者又は自ら事業を起こす民間自立型まちづくり会社をいう。）等で、税務申告を2期終えていない者。

(推薦書の申請)

第3条 推薦書の交付を受けようとする者は、草加市産業新成長戦略支援融資制度推薦申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 第2条第2号による前条の申請があった場合は、市長が別に定める審査に付すものとする。

(推薦書の交付)

第5条 市長は、次の場合において、推薦書（第2号様式）を交付するものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する者からの申請で、添付された書類に照らして、その申請の内容が適合していると認めるとき。
- (2) 前条の規定による審査により推薦を決定する報告があったとき。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。